

論文の内容の要旨

論文題目「戦前期の農林行政における農村住宅改善の理念と実践に関する研究」

学位申請者 野村 渉

キーワード：農村住宅改善 農林省 開墾地移住奨励制度 模範農家 今和次郎

近代日本住宅史において、「生活改善」「住宅改善」は住生活の近代化に直結する動向として重視されてきた。近世から現代への変換期において、新たな生活様式の導入や技術発展等により、人々の暮らしは旧来の伝統的慣習に倣った形式から大きく変化を遂げた。特に都市部では、住宅改良会(1917～)や生活改善同盟会(1920～)が大正期から生活・住宅の改善運動を展開し、雑誌等の刊行物や住宅展覧会の開催などにより普及啓発を進めたことが明らかにされている。その一方、農村部については啓発活動が都市部より大きく遅れ、戦前期は生活・住宅改善に関する調査研究に留まり、戦後のGHQの指導による農林省の生活改善普及事業が近代化の直接的な契機とされる。

しかし実際には、農林省は大正・昭和戦前期に全国で展開した開墾推進事業において、農村生活の改善を課題の一つとして取り組んでいた。人口急増による食料増産に加えて「優良ナル新農村ノ創成」を目標に掲げ、1919年の開墾助成法の施行に合わせて、翌年に「開墾地移住奨励制度」を創設、移住家屋の建設費の補助と改善指導を実施した。さらに、農林省が農村経済更生事業の一環で農林省が設置支援した「農村中堅人物養成施設」でも、教育内容に「生活改善」が盛り込まれ、敷地内に「模範農家」等と呼ぶモデル住宅が建設された。このように、農林省が戦前期に展開した総合的な施策の中で、生活・住宅改善に積極的に取り組んできた事実は従来見過ごされてきたといえる。

本研究は、これら大正・昭和戦前期における農林省の住宅改善の取組みとその手法を検討し、農村住宅改善の理念と意義を明らかにすることを目的とする。この全体像を解明することは、都市住宅を中心に論じられてきた近代日本住宅史の空隙を補完する意味を持ち、戦後さらに現代の農村住宅につながる近代化の萌芽として、今後の課題を捉える基点となり得るものと考えられる。

本論文は、全5章で構成される。

第1章では、本研究の目的と意義および研究方法、本論文の構成を示した。

第2章では、農林省による開墾地移住奨励制度を取り上げ、国の改善指導の効果や建設された移住家屋の実態と生活像を、当時の農林省刊行物や地区ごとの申請書類等から検討した。その結果、同制度は1921年の創設時は移住家屋の耐久性や利便性の確保を主眼としたが、1929年の奨励規定改定で具体的な建築条件を付与し質の向上に移行したことが、建設された移住家屋ではこの改定を画期に整形四間取平面の増加、建築規模の均一化、古家転用の減少が確認でき、農林省の改善指導に一定の成果があったことを明らかにした。

さらに、当時優良例と評された開墾地の移住家屋と農村生活の実態を検討した結果、移住家屋では厩舎の分離や炊事場の独立等による衛生面の改善、家族本位の平面による日常の利便性の向上、生活面では入植時の困難な生活環境下において、食事・風呂・育児等の共同化が図られたことが判明した。これは農林省が1926年より補助対象を共同建造物にも拡充して村落共同体の形成を促した成果であり、同制度が単に家屋や共同建造物の建設を経済的に支援するだけでなく、開墾地の生活環境の向上、未開地における福利厚生や相互共助の体制構築に及んだことを明らかにした。

第3章では、開墾地移住奨励制度の交付を受けた茨城県新興農場を取り上げ、移住家屋の建設・計画経緯とその特徴を検討した。新興農場は、県側と設計者側の史料、および農林省の指導記録が現存する稀有な例であり、これらを用いて具体像の解明を試みた。

新興農場の移住家屋は、1934年に茨城県が今和次郎に設計を依頼、弟子の竹内芳太郎と共同で設計された。設計は、県が提示した条件に基づき、今・竹内が利便性に配慮した工夫を加え、硝子戸の多用や土間・作業場と炊事場の区画等で衛生面の改善が図られた。特徴として、将来の増改築を見据えて可変性に考慮した平面を計画したことが挙げられ、農業経営や家族構成の変化が予見される開墾地の住宅に適応した設計手法として評価できる。一方、この設計に対して農林技師は地域性を遵守するよう助言しており、農林省は事業方針を府県に指示するのみでなく、実際の設計指導にも関与していたことが明らかとなった。

第4章では、農村住宅改善の普及啓発の取組みとして農村中堅人物養成施設における模範的な農村住宅（〈模範農家〉）の建設に着目し、その実態と用法を検討した。その結果、1942年時点の全国50校のうち、山形県立国民高等学校・岩手県立六原青年道場・富山県農民道場・秋田県立青年修練農場の4校で設置が確認でき、いずれも住宅改善のモデルとして実物大で建設され、修練生の寄宿舎として用いられた。職員・生徒が疑似的な家族を構成して、農家としての模範生活を体現した。〈模範農家〉は、山形県では県と農林省の2案、岩手県・富山県では農家経営の形態に応じた4～5案、秋田県では等級の異なる3案が建設され、地域の生業や慣習、農家経営や資力に応じた住宅像の選択を可能とした。〈模範農家〉を用いた居住体験や一般公開は、農村部の住宅改善手法として先進的であり、また農村更生を担う指導者層への体験的教育による普及啓発は、地の利の悪い農村部ならではの地縁を利用した手法として高く評価できる。

第5章では、結論として各章で判明した諸点をまとめ、それらを通観して農林省による農村住宅改善の理念と意義を総括した。戦前期の農林省が主導した農村住宅改善の事業の仕組みや普及啓発手法は、生活改善普及事業(1948～)など戦後の事業と共通し、戦後に繋がる政策的な基盤の形成に及んでいたといえる。さらに、都市部に比べて農村部は後発的と捉えられてきたが、実質的には戦前期から都市と農村の双方で組織的な事業が同時期に展開されており、日本近代住宅史における住宅改善の展開過程を正しく捉え直した。

以上、本研究は、日本における住宅改善施策を農村側から俯瞰しその端緒を解明したこと、住宅改善の展開過程を大きく見直したことにより、日本近代住宅史研究の発展に貢献するものと考えられる。